

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定の変更(二件)………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・建築指導第三課)………
- 建築基準法による道路の指定の取消し………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)………
- 指定障害福祉サービス事業者の指定………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………(産業労働局商工部地域産業振興課)………
- 土地収用法による収用の裁決手続開始………(東京都収用委員会)………

告示

●東京都告示第千五百十二号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和四年十一月十七日

昭島市中神町字中新畑千八百六十六番六の

一部
幅員
四・〇〇

●東京都告示第千五百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和四年十一月二十日

あきる野市引田字阿岐野十七番九の一部、同番十並びに十八番二、同番三、二十番二、同番三、同番五、二十

延長
一四八・九〇
幅員
四・〇〇

●東京都告示第千五百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

- 一番二、同番三、二十三番三、同番十一、同番十六、三十四番、三十六番三、引田字櫻ノ岡二百五十五番一、二百七十番から二百七十二番まで、二百七十三番三から同番五まで、二百八十五番三、三百三十一番六、六百五十九番三、六百六十番、六百六十一番一、同番二、六百六十二番一、同番四及び六百六十五番三の各一部

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和四年十月二十四日

延長 四〇・六三

羽村市羽東二丁目二百九十番一の一部、幅員 四・〇〇
同番一地主並びに三百十二番二、三百十三番二、三百十四番二、同番五及び同番七の各一部

●東京都告示第千五百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、令和四年十月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したため、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
特定非営利活動法人SJ	紫〜ゆがゆ〜	墨田区石原2-23-9				
合同会社コスモケア	合同会社コスモケア	大田区仲六郎4-7-1 ビイラ特六郎202	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社サンタイコウ	リオーケアサービス	世田谷区桜1-28-15 ATスクエア101				
株式会社アネスト	アネスト東京訪問介護サービス	世田谷区太子堂3-28-5 ライオンズマンション太子堂201				
株式会社ハッピースクエア	ハッピースクエア	世田谷区北沢5-22-5 タナタニ荘201				
株式会社縮く未来	訪問介護komete	杉並区今川2-1-8 アサイハウス201				
株式会社Professional	キラッと西葛訪問介護事業所	杉並区西葛北4-7-5				
株式会社ひまわり	ヘルパーステーションやまびこ	足立区花畑2-8-15-103				
一般社団法人国際投資福祉協会	訪問介護足立	足立区鹿沼2-15-13 美盛町ビル	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
株式会社ケア21	ケア21 H野	H野市H野本町2-20-8 桃井ビルアネックス3階	身体障害者	知的障害者		障害児
株式会社サンウェルズ	サンウェルズ西東京ヘルパーステーション	西東京市芝久保町4-12-45	身体障害者			聴覚等対象者

サービスの種類 高度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
特定非営利活動法人SJ	紫〜ゆがゆ〜	墨田区石原2-23-9				
合同会社コスモケア	合同会社コスモケア	大田区仲六郎4-7-1 ビイラ特六郎202	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
株式会社サンタイコウ	リオーケアサービス	世田谷区桜1-28-15 ATスクエア101				
株式会社アネスト	アネスト東京訪問介護サービス	世田谷区太子堂3-28-5 ライオンズマンション太子堂201				
株式会社ハッピースクエア	ハッピースクエア	世田谷区北沢5-22-5 タナタニ荘201				
株式会社縮く未来	訪問介護komete	杉並区今川2-1-8 アサイハウス201				
株式会社Professional	キラッと西葛訪問介護事業所	杉並区西葛北4-7-5				
一般社団法人国際投資福祉協会	訪問介護足立	足立区鹿沼2-15-13 美盛町ビル	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
株式会社ケア21	ケア21 H野	H野市H野本町2-20-8 桃井ビルアネックス3階	身体障害者			知的障害者

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社サンタイコウ	リオーケアサービス	世田谷区桜1-28-15 ATスクエア101	

サービスの種類 行動医療

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
品川区	品川区立障害児者総合支援施設(訪問系サービス)	品川区南品川3-7-7			
合同会社コスモケア	合同会社コスモケア	大田区仲六郎4-7-1 ビイラ仲六郎202	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社ハッピーズケア	ハッピーズケア	世田谷区北沢5-22-5 タナタニ荘201			

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
有限会社ケア・プランニング	デイサービスほっと	荒川区荒川4-8-11	身体障害者(肢体不自由)		

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ファーストシーンフューチャーアカデミー	ショートステイ ファーストシーン夢くらぶ 尾久	北区昭和町2-17-6	障害児		

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社アイベック	ディーキャリア町田オフィス	町田市甲町1-18-12 MFビル3階	精神障害者		

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社アルテミス	AILE 江戸川	江戸川区西小岩1-16-6 エムエム来山ビル2階	知的障害者	精神障害者	
知創株式会社	elias wood	青梅市東宮前4-3-1	知的障害者		
株式会社レッドウッド	リノールⅢ	稲城市坂浜392-1	身体障害者(内部障害)	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
一般社団法人Conatus	Conatus Suginami	杉並区西鉄北2-1-10 並のービル1階2階	身体障害者 (視覚障害者、聴覚・言語)	知的障害者	精神障害者
株式会社アイベック	ディーキャリア町田オフィス	町田市甲町1-18-12 MFビル3階	精神障害者		

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
社会福祉法人いこい	自立生活援助事業所 ラヂロ	足立区千住加町15-12	精神障害者		

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社Jiero stories	グループホーム Jieroハウス	横田谷区			
株式会社落仁堂	ダン・ワルズ	武蔵野市			
一般社団法人デライトハウス	デライト町田	町田市本町田1365-14			

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十一月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ドラッグストアセキ秋川店
- 二 店舗所在地 あきる野市秋川五丁目二番地四ほか
- 三 設置者名 株式会社セキ薬品
- 四 設置者住所 埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号
- 五 変更前の店舗面積 千四百九十八平方メートル
の合計
- 六 変更後の店舗面積 千二百六十四平方メートル
の合計

七 変更前の閉店時刻 午後八時

八 変更後の閉店時刻 午後十時

九 変更前の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前八時三十分から午後八時三十分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで

十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか

十三 変更日 令和四年十一月十七日ほか

十四 届出日 令和四年十月三十一日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十六 縦覧期間 令和四年十一月二十八日から令和五年三月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、

公告する。

令和4年11月28日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第26号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和4年11月17日

別記のとおり

別記

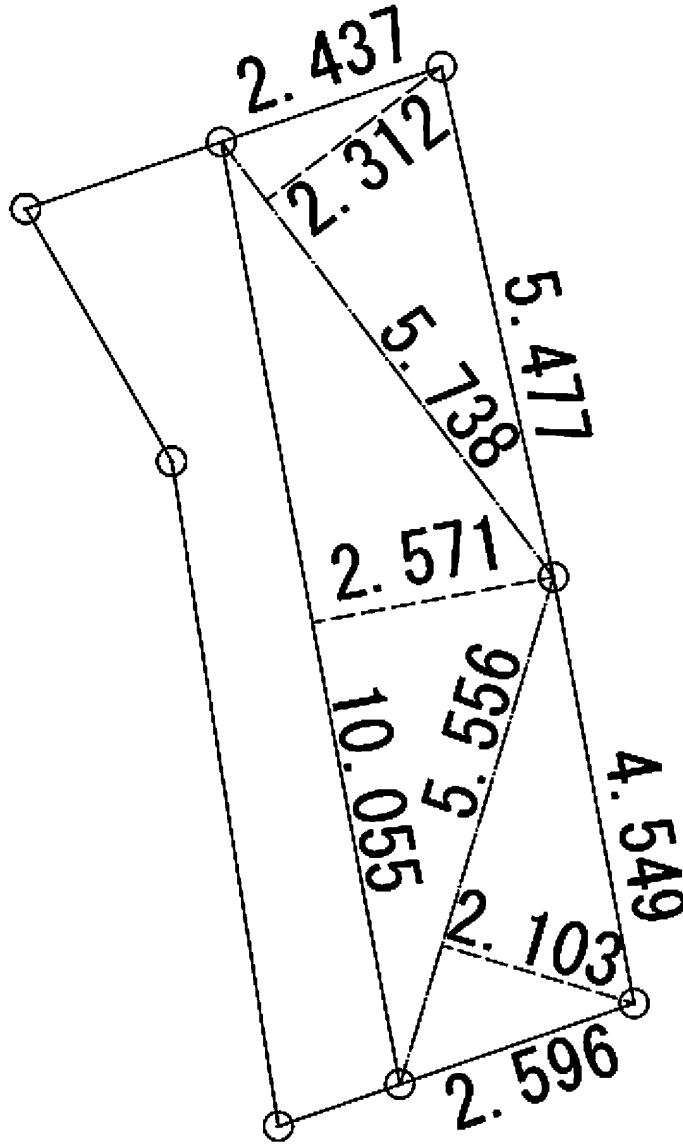
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都世田谷区北沢四丁目	603番13	宅地	m ² 40.46	m ² 39.03	m ² 25.40	中野直子	東京都世田谷区北沢四丁目32番28号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都世田谷区北沢四丁目 603 番 13 のうち

25.40 平方メートル



単位：メートル

発行
 東京都世田谷区北沢四丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

